

令和4年度 第1回 まちづくり専門委員会議（議事要旨）

日時：令和4年8月29日 14時00分～15時30分

場所：三宮国際ビル 7階 701会議室

出席者 まちづくり専門委員：車井委員、栗山委員、根津委員、吉原委員
神戸市関係：都市局まち再生推進課、東灘区まちづくり課（Web）、
兵庫区まちづくり課（Web）、須磨区まちづくり課、
神戸すまいまちづくり公社

傍聴者 2名

1. まちづくり構想の提案

まちづくり専門委員会議開催要項第3条第5号に基づき、意見をうかがった。

■月見山本町2丁目まちづくり協議会（須磨区）

[意見]

特になし

2. まちづくり協定の更新

まちづくり専門委員会議開催要綱第3条第1号に基づき、意見をうかがった。

■御影山手まちづくり協定（東灘区）

[意見]

特になし

■青木南地区まちづくり協定（東灘区）

[意見]

特になし

3. 住民主体のまちづくりにおける合意形成のあり方

まちづくり専門委員会議開催要綱第3条第8号に基づき意見をうかがった。

[意見]

委員

- ・まちづくり条例では、協議会の認定に大多数の同意が必要であると定められているものの、協定の締結や変更については規定されていない。協定の締結や更新を行う場合の同意確認については、各協議会の状況に応じて方法を検討すれば良い。
- ・回収率等の数的指標よりも、意見の内容を重視した方が良い。
- ・情報の周知を徹底した上でアンケート調査での未回答を、みなし賛同として扱う等の柔軟な対応を検討してはどうか。
- ・まちづくり協定は紳士協定であるという点を理解した上で運用する必要がある。

4. まちづくり支援制度の見直し

まちづくり専門委員会議開催要綱第3条第8号に基づき、意見をうかがった。

[意見]

委員

- ・神戸市から地域に対してコンサルタントとアドバイザーの業務内容の違いを説明し、地域の理解を得た上での制度運用が必要。

5. 報告事項

■まちづくり協議会の認定の取消し

神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則第5条に規定する、まちづくり協議会の認定の取り消しの報告を行った。

■まちづくり協議会に係る変更の届出

神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例施行規則第4条に規定する、まちづくり協議会に係る変更の届出について報告を行った。

以上
